

伊賀市移住促進空き家取得費補助金に関するQ&A

令和3年5月

Q-1：定住するとは、どういう状況をいいますか。

A-1：定住とは、市内に住宅を有し、その所在地を住所地として住民基本台帳に登録し、その住所地を生活の拠点とすることをいいます。

Q-2：空き家を取得した日とは、どの日をいいますか。

A-2：空き家を購入し、建物登記簿に記載された日をいいます。

Q-3：補助対象者の各要件は申請者が満たしていれば良いですか。

A-3：要件は申請者について確認します。下記の例のように世帯員が対象外でも、問題ありません。

例1) 申請者の妻が過去3年以内に伊賀市の住民基本台帳に登録されていた場合

例2) 申請者の子どもが他市に住民基本台帳の登録を変更する予定がある場合

Q-4：世帯主が単身赴任（今後移住予定）で市外に住んでいますが、伊賀市に配偶者・子が住む空き家を取得予定です。当分は配偶者・子だけで住むこととなりますが、補助対象になりますか。

A-4：配偶者の名義で取得すれば補助対象になります。その場合、配偶者が契約書の買主であることと申請者であることが条件になります。

Q-5：令和2年5月に伊賀市のアパートに市外から転入し、同年9月に空き家を取得しましたが、補助対象になりますか。

A-5：取得日、転入日がいずれも平成28年4月1日以降である条件を満たすため、補助対象になります。

Q-6：法人名義で空き家を取得した場合は補助対象になりますか。

A-6：自ら居住するために空き家を取得した人が対象となるため、補助対象になりません。

Q-7：空き家の取得について、離れ・蔵・車庫等の付随した建物は補助対象に含まれますか。

A-7：隣接する場合や一体化している建物の場合などは、公図、航空地図、現地を確認などのうえ、適当と判断すれば補助対象に含めることとします。

Q-8：建物、土地取得費および手数料を合算した契約書で、建物の取得費がわからない場合はどうしたらいいですか。

A-8：契約書で建物の取得費がわからない場合は「不動産売買契約にかかる内訳証明書」を提出してください。内訳証明書が必要な人は、地域づくり推進課でお渡しします。

Q-9：不動産仲介手数料、登記手続きにかかる経費は補助対象経費に含まれますか。また、建物の取得費にかかる消費税は補助対象経費に含まれますか。

A-9：補助対象経費は建物の取得費のみとします。不動産仲介手数料、登記手続きにかかる経費は補助対象経費に含まれません。また、建物の取得費にかかる消費税は補助対象経費に含まれます。

Q-10：同居する18歳未満の子どもが2人いますが、5万円×2人で10万円の加算になりますか。

A-10：同居する18歳未満の子どもや孫が1人以上で、一律5万円の加算になります。

Q-11：現在、妊娠中ですが、加算の対象になりますか。

A-11：申請日を基準とし、申請日以前に出産された場合は、加算対象になります。

Q-12：伊賀市空き家バンク以外の空き家バンクで登録されている空き家を取得した場合は、加算対象になりますか。

A-12：加算対象とするのは伊賀市空き家バンク制度を利用した場合のみです。民間の空き家不動産業者を利用した場合は加算対象になりません。

Q-13：伊賀市空き家バンクに登録された空き家を賃借し、その後、購入した場合は、加算対象となりますか。

A-13：賃貸借契約期間終了後、引き続き当該空き家を取得した場合は加算対象となります。ただし、「空き家バンク制度交渉結果報告書」を提出した年度終了後5年以内を期限とします。

Q-14：令和2年7月10日に空き家を取得しました。空き家を取得した日から1年以内に申請書を提出するとは、いつまでですか。

A-14：令和3年7月10日までです。なお、該当する日が閉庁日である場合は、翌開庁日までです。

Q-15：提出書類について、戸籍の附票、住民票の除票はどちらを提出すればいいですか。

A-15：過去3年以内の住所の履歴がわかるものであれば、どちらを提出していただいてもかまいません。なお、戸籍の附票の場合、過去3年以内に転籍した人は、転籍前の除附票を提出してください。

※令和2年6月1日に伊賀市に転入した場合、上記書類で補助対象者の要件にある「転入日から起算して過去3年以内に伊賀市の住民基本台帳に登録されていない」ことについて、平成29年6月2日から令和2年6月1日までの期間、伊賀市の住民基本台帳に登録されていないことを確認します。

Q-16：交付決定後、5年間の定住を証明する書類の提出は必要ですか。またその他にしなければならないことはありますか。

A-16：5年間の定住については、誓約書兼同意書に記載のとおり市で確認を行いますので書類等の提出は必要ありません。その他については、補助金の領収書等の関係書類を、交付を受けた年度終了後から5年間保管してください。

例) 令和3年度に交付を受けた場合は、令和8年度の3月末まで保管してください。

※令和3年7月1日に補助金の交付決定を受けた場合、「補助金の交付決定を受けた日から、取得した空き家に5年以上定住する」とは、令和8年7月1日まで伊賀市に定住することをいいます。

Q-17：取得した空き家を利活用（シェアハウスなど）する場合、どのようにすればいいですか。

A-17：他者に空き家の一部を貸与する場合は申請者が引き続き居住していれば問題ありません。なお、空き家を取得し、営利目的のために申請者が居住せず他者に貸与した場合は、要綱第6条第3号の規定に基づき、交付の決定を取り消す場合があります。

Q-18：補助金の交付決定を受けた日から5年以内に転出する場合は、補助金を返還しなくてはなりませんか。

A-18：補助金の交付決定を受けた日から5年以内に世帯員全員が転出する場合は、補助金の返還を求めます。ただし、市長がやむを得ないと認めた下記のような場合は返還を免除する場合がありますため、転出の事由がわかる書類（任意の様式）を提出してください。

例1) 申請者が災害により、生活の拠点を移さざるを得なくなったとき

例2) 申請者及び家族が長期入院や介護により、生活の拠点を移さざるを得なくなったとき

例3) 申請者が死亡したとき

Q-19：補助金の交付決定を受けた日から5年以内に空き家を取り壊したり、他の者へ売却・譲渡したりする場合は、補助金を返還しなくてはなりませんか。

A-19：補助金の交付決定を受けた日から5年以内に空き家を取り壊したり、他の者へ売却・譲渡したりする場合は、補助金の返還を求めます。ただし、取り壊しについては、市長がやむを得ないと認めた下記のような場合は返還を免除する場合がありますため、取り壊しの事由がわかる書類（任意の様式）を提出してください。

例1) 災害等により、生活に支障をきたしている場合

現時点における考え方を示すものであり、今後内容に変更等を生じる場合があります。